

国立大学法人の組織・業務全般の見直しについて

1. 制度の概要

○文部科学大臣は、中期目標期間終了時(※)に組織及び業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされている。
(※国立大学法人の中期目標期間(6年間) 第1期:平成16年度～平成21年度 第2期:平成22年度～平成27年度)

(国立大学法人法35条において準用する独立行政法人通則法35条)

第35条 主務大臣(※文部科学大臣)は、独立行政法人(※国立大学法人)の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会(※国立大学法人評価委員会)の意見を聴かなければならない。

3 審議会(※政策評価・独立行政法人評価委員会)は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

2. 検討状況

○国立大学法人評価委員会において専門的な観点から議論し、見直しの「視点」をまとめた。

	主な例
見直しの基本的な方向性	第2期中期目標・中期計画は、大学の機能別分化を進めるため、各法人の特性を踏まえる必要や、国立大学法人をとりまく状況の変化に対応し、新たな課題に留意する必要がある。
組織の見直しに関する視点	博士(後期)課程、法科大学院、教員養成系学部、附置研究所等の入学定員や組織等の見直しが必要ではないか。
業務全般の見直しに関する視点	(1)教育研究等の質の向上 教養教育の改善、社会貢献・地域貢献機能の強化、グローバル化の推進、附属病院、附属学校等の業務の見直しが必要ではないか。 (2)業務運営の改善等 法人のガバナンスの強化、資産の共同利用や事務の共同実施の促進、コンプライアンス体制の確保等の業務の見直しが必要ではないか。

○今後、文部科学大臣は、見直しの「視点」をもとに組織・業務全般の見直し内容を作成し、6月を目途に国立大学法人に示す。

○各法人は、文部科学大臣から示される見直し内容を踏まえ、中期目標・中期計画の素案を作成する。